

令和元年度 第1回大和高田市国民健康保険運営協議会会議録

開催日 令和元年8月8日(木)午後2時～

場 所 大和高田市役所4階 合同委員会室

- 出席委員 公益代表 原 委員・坂口委員・三室委員・片岡委員
被保険者代表 杉田委員・原田委員・生島委員・吉村委員
保険医、保険薬剤師代表 中谷委員・前之園委員・上田委員・赤井委員
被用者保険等保険者代表 細谷委員・北澤委員
- 事務局側 佐藤保健部部長・永原収納対室課長・田中保険医療課課長・芳村保険医療課国保係長・森保険医療課主事
- 傍 聴 人 0名
- 付議案 1. 会長の選出について
2. 副会長の選出について
3. 平成30年度国民健康保険事業の状況報告について
4. 国民健康保険税条例の一部改正について(案)
3. その他

(事務局)

大変長らくお待たせいたしました。

只今から、令和元年度第1回大和高田市国民健康保険運営協議会を開催いたします。本日は進行役といたしまして、事務局の私、保険医療課国保係長の芳村が務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、本協議会の開催にあたりまして、出席委員さんが過半数を超えております。大和高田市国民健康保険・運営協議会規則第3条の規定によりまして、定足数を満たしておりますので、本協議会が成立していることをご報告させていただきます。

続きまして、「大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例」に基づき、本市インターネット・ホームページにおいて、本協議会の一般傍聴市民を募集いたしました。

その結果、本日の会議の公開につきましては、傍聴を希望される方はおられなかったことを併せてご報告いたします。

それでは、最初に堀内市長からご挨拶を申し上げます。

市長よろしくお願ひいたします。

(市長)

委員の皆様方におかれましては、お忙しいなか、本協議会にご出席をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

また、平素は本市の行政に格別のご配慮をいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

さて、わが国は世界に類を見ない高齢化社会を迎え、医療費が増大し、国民皆保険制度の

維持が危ぶまれております。国民健康保険における構造的な問題を解消するため、また、将来にわたり安定的な運営が可能となるよう、平成30年4月から奈良県が財政運営の責任主体として、県内の市町村とともに国保の運営を担っております。市町村は、今までどおり地域におけるきめ細かな事業を行い、現在は事務の共同化・標準化および保険料水準の県統一化に向け、鋭意取り組んでいるところでございます。

今後も引き続き持続可能な安定した国民健康保険の運営を行なうよう努めてまいりますので、お力添えのほどよろしくお願いいたします。

本日は平成30年度国民健康保険事業の決算等につきまして、ご審議いただきますが委員の皆様方には、よろしくご指導、ご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。

(事務局)

ありがとうございました。議題に入ります前に、新たに就任していただきました委員さんもおられますので、失礼かとは存じますが、私のほうからご出席いただきました委員さんをご紹介します。

初めに公益を代表する委員として、原委員さんでございます。同じく坂口委員さんでございます。同じく三室委員さんでございます。同じく片岡委員さんでございます。

続きまして、被保険者を代表する委員さんとして、杉田委員さんでございます。同じく原田委員さんでございます。同じく生島委員さんでございます。同じく吉村委員さんでございます。次に、保険医を代表いたしまして、中谷委員さんでございます。同じく前之園委員さんでございます。歯科医師会を代表いたしまして、上田委員さんでございます。薬剤師会を代表いたしまして、赤井委員さんでございます。

被用者保険等・保険者を代表いたしまして、細谷委員さんでございます。同じく北澤委員さんでございます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。保健部部長の佐藤でございます。収納対策室 課長の永原でございます。保険医療課、課長の田中でございます。保険医療課 国保係長の私、芳村でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入らせていただきます。

本日は、本年度最初の協議会でございますので、会長を決めていただきたいと思います。国民健康保険運営協議会の会長の任期は、国民健康保険法施行令第4条の規定により3年でございますので、会長が決まりますまでは、例年通り、仮議長によって議事を進めさせていただきますと存じます。

例年は、市長に仮議長をお願いしておりますが、今回はどのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。

(事務局)

「事務局一任」とのことでございますので、仮議長は堀内市長をお願いいたします。

(市長)

それでは、会長が決まりますまで、私が仮議長を務めさせていただきますので、どうぞよ

ろしくお願いいたします。早速、議題に入らせていただきます。

まず、最初に「会長の選出について」を議題といたします。

国民健康保険運営協議会の会長は、法令では公益代表の委員さんの中から選出していた
だくことになっておりますが、今回はどのようにさせていただいたらよろしいでしょう
か。

(市長)

それでは、「議長一任」という声をいただいておりますので、前会長であります、原委員
さんに引き続き会長をお願いしたいと思っておりますけれども、ご異議はございませんか。

(市長)

ご異議もないようですので、会長は、原委員さんをお願いしたいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。会長が決まりましたので、議長を交代させていただきたいと思
います。

市長には、本会が諮問機関であるため退席されます。

(事務局)

原委員さん、会長席へお願いします。それでは、会長に就任されました原委員さんより一
言ご挨拶をお願いしたいと思います。

(会長)

只今、委員の皆様方のご推挙によりまして、引き続き本協議会の会長に就任させていただ
きました原でございます。

本協議会の円滑な運営に向け、最善の努力をばらう所存でございますので、ご協力のほど
宜しくお願いいたします。

(事務局)

それでは、本会の規則の定めるところによりまして、原委員さんに議長をお願いすること
になりました。議長、議事運営のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、最初に「副会長の選出について」を議題といたします。

本件につきましても、法令の主旨に基づき、公益を代表する委員さんの中から選出するこ
とが適当であると考えますが、よろしいでしょうか。それでは、副会長には大和高田市民
生児童委員協議会連合会 副会長としてご活躍いただいております、三室委員さんにお
願いしたいと思います。ご異議はございませんか。

(会長)

ご異議も無いようですので、副会長には三室委員さんをお願いいたします。

(事務局)

三室委員さん、副会長席へお願いします。

(会長)

それでは、副会長さん、ご挨拶をお願いいたします。

(副会長)

先ほどご紹介にもありましたが、大和高田市民生児童委員協議会連合会の方から来ております三室と申します。引き続き、ふつつかですけれども副会長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

(会長)

ありがとうございました。それでは、次の議題に移ります。

「平成30年度国民健康保険事業の状況報告について」を事務局より説明願います。

(事務局)

それでは、説明に入らせていただく前にお手元の資料のご確認をお願いいたします。追加議題がございましたので、次第を差し替えさせていただきます。次が委員名簿となっております。追加資料といたしまして、A3用紙で7ページ・8ページ・9ページ、そして国保の主なことばの手引き(用語解説)、広報誌やまとたかだ8月号となっております。そして、先に資料として送付させていただきました、平成30年度大和高田市国民健康保険事業状況、特別会計決算書(案)でございます。不足はございませんでしょうか。

それでは、平成30年度国民健康保険事業特別会計の決算概要についてご説明申し上げます。まず資料4ページをご覧ください。歳入総額81億330万7167円に対し、歳出総額76億8889万1716円で歳入歳出差引4億1441万5451円の黒字決算となり、前年度からの繰越金7億7499万8965円を差し引いた単年度収支におきましては3億6058万3514円の赤字となりました。なお、平成30年度において財政調整基金に3億9005万1318円の積立を行ったことから実質単年度収支におきましては2946万7804円となりました。それでは、詳細につきまして、ご説明を申し上げます。資料の1ページをご覧ください。

「平成30年度国民健康保険事業状況」でございます。保険医療課の「組織」につきましては、保健部 保険医療課といたしまして、職員数は課長1名、課長補佐(国保係長兼務)1名、国保係6名を含めまして計8名の体制で事務執行を行ってまいりました。

当「運営協議会」につきましては、公益代表、被保険者代表、保険医・薬剤師代表のそれぞれ4名と被用者保険等被保険者代表2名の合計14名の委員さんで構成をさせていただいております。次に、「被保険者数及び給付に関する状況」でございます。

国民健康保険の被保険者数は、平成30年度の年間平均では市の人口6万5350人に対して、国保加入者は1万6514人で前年度より751人減少しております。これは、人口の減少や国保から後期高齢者医療保険制度への移行、また社会保険の適用拡大に伴うものであります。また、国保加入率は25.30%で、前年比0.8%の減少、世帯数では、市全体で2万9877世帯に対して、国保加入世帯は1万70世帯で33.70%の加入率、前年比1.20%の減少となっております。被保険者数1万6514人のうち、一般被保険者数は1万6446人で全体の99.59%、退職被保険者数については、68人で全体の0.41%となっております。資料にはございませんが、医療費の割合でみますと、全医療費費用額(10割)の総額は、61億970万2424円で、うち一般被保険者分は、60億8298万2946円で99.56%、退職被保険者分としまして2671万9478円で0.44%となっております。

なお、一般被保険者分のうち、前期高齢者（65歳～74歳）の費用額が35億3477万4642円で一般分99.56%のうち58.11%（約6割）を占めている状況でございます。

次に「任意給付」であります。「出産育児一時金」は、1件当たり42万円で、合計53件また、「葬祭費」につきましては、1件当たり3万円で81件の支給をしております。

次に、入院・外来・歯科についての受診件数、すなわち診療報酬明細書（レセプト）の枚数であります。総件数で17万4128件ございまして、これは1人当たりで年間約11件、レセプトで約11枚を受診されたこととなります。レセプト1件当たりの診療日数は、2日、1日当たりの診療費は、1万4778円、1人当たりの診療費は30万4045円となっております。また、調剤・食事代並びに各種の療養費など全ての医療費を含む1人当たりの医療費では、36万4361円、前年度に比べ1万7403円、率にして5.02%の増加となっております。その要因といたしましては、医療技術の高度化、傷病の重篤化によるものと思われまふ。それに対する本市の取組みといたしまして、レセプト点検の強化、医療費通知の送付、ジェネリック医薬品の推奨、脳ドックや特定健康診査を実施し医療費の適正化に努めております。表につきましては、ただいま御説明いたしました医療費関係の4年間分を比較できるよう折れ線グラフで表示しております。国保加入者1人当たりの診療費や医療費は、年々増加傾向であることが、お分かりいただけたらと思ひます。それでは、3ページをご覧ください。・保険税に関する状況（1）税率及び応能・応益の割合等についてでございます。国民健康保険税の内訳は、加入者それぞれの所得に応じて負担していただく応能割とその世帯内の加入者数により均等に、また世帯に対し平等に同じ税額を負担していただく応益割がございまして。平成30年度の医療分、後期高齢者支援分、介護分の所得割の税率及び均等割、平等割につきましては、ご覧のとおりでございます。平成20年度以降引き上げは行っておりません。賦課限度額につきましては、医療分は54万円、後期高齢者支援金分は19万円、介護分は16万円、合計89万円で、平成29年度より変更はございませぬ。次に、（2）調定額についてでございます。平成30年度医療分の調定額は、9億9068万9360円で1人当たりでは5万9991円、1世帯当たりでは9万8380円、後期高齢者支援分では、調定額が2億5883万4634円、1人当たりでは1万5674円、1世帯当たりでは2万5704円、また介護分の調定額は、1億1225万9006円で1人当たりでは2万53円、1世帯当たりでは2万4351円となっております。調定額合計は、前年度に比べ5078万1746円減少しております。その理由といたしましては、被保険者数の減少が主な原因と考えられます。次に、（3）収納状況についてでございます。平成30年度現年課税分について、医療、後期、介護分を合わせました合計額は、12億5478万4014円で、前年度と比較いたしまして、4338万5668円減少しております。収納率につきましては、平成30年度現年課税分は92.14%、前年度と比較いたしまして0.24%の増加となっております。徴収業務につきましては、平成26年度より市役所の2階、収納対策室へ移管となり、他の市税と合わせて包括的に納税相談や納税指導を実施し、差押等の滞納整理業務についても効率的に行っております。今後も収納対策室との連携を強化し、収納率の

向上に取り組んでまいりたいと考えております。次に、4ページをご覧ください。

「平成30年度決算」左側が歳入、右側に歳出の項目を表しております。

また、右半分のグラフは、歳入・歳出につきまして、項目別に構成割合を表しております。歳入総額のうち、保険税が16.51%、県支出金が65.27%、一般会計繰入金が8.35%などとなっております。一方、歳出では、保険給付費67.38%、国民健康保険事業納付金が23.61%となっております。合計いたしますと保険給付費と県単位化による県への納付金で91%を占めていることとなります。続きまして、5ページをご覧ください。

平成30年度歳入の決算額を前年度と比較して表しております。国民健康保険におきましては、昨年の平成30年4月から県単位化がスタートいたしました。それに伴いまして、歳入歳出ともに大きく減少しております。歳入では、増減率の欄に「皆減」と記載された費目につきましては、本市の歳入から奈良県の歳入に変更となったため平成30年度決算額はゼロとなっております。国民健康保険税につきましては、被保険者数の減少や法定軽減の拡大に伴い、現年度分、滞納分を合わせた合計では、前年度と比較いたしまして約4,300万円の減少となっております。中ほどに記載の県支出金・県負担金・補助金・保険給付費等交付金は県単位化に伴い、保険給付費として医療機関等へ支払う医療費分を全額県より交付されることに伴い「皆増」となっております。歳入全体として前年度より12億9271万1965円減の、81億330万7167円となっております。続きまして、6ページの歳出につきましてご説明をさせていただきます。こちらにつきましても、歳入同様「皆減」と記載された費目につきましては、県単位化に伴い県での支出に変更となったものでございます。保険給付費全体といたしましては、1億5570万8006円の増額となっております。その大部分を占めておりますのが、一般被保険者の療養給付費といたしまして1億5079万6416円の増額であります。続きまして高額療養費が5317万8368円の増額となっております。傷病の重篤化や、平成30年度より開始いたしました高額療養費の支給申請勧奨通知の発送が、その要因であると思われま。また、左側の表下から13行目に記載の国民健康保険事業納付金は、県単位化に伴い、各市町村が県へ納付することとなり「皆増」となっております。歳出全体として前年より9億3212万8451円、減の76億8889万1716円となりました。また、基金積立金といたしまして、3億9005万1318円の積立をさせていただきます。H30年度末の基金残高が6億401万8786円でございます。

以上、ご報告申し上げました平成30年度国民健康保険事業状況の内容につきまして、ご承認を頂きますようよろしくお願い申し上げます。会長、以上です。

(会長)

只今の説明に対し、ご質問、ご意見はございませんか。

(委員)

国保加入者の平均年齢がわかりましたら教えていただきたいのと、医療費の説明がありましたが、柔整やはりあんまの療養費について、一人あたりの数字とかあればお伺いしたいのと、一般会計からの繰入ということで、法定外繰入にあたるのか、最後にもう一点あるのですが、県単位化ということで、保険税の減免基準については統一化されているのか、

今後どうなっていくのか教えていただけたらと思います。

(事務局)

はい、会長。平均年齢につきましては、平成31年3月末時点で男性が51.3歳、女性が53.7歳で合計いたしまして52.6歳でございます。その1年前と比べましても0.1歳高年齢化が進んでおります。療養費の件でございますけれども、昨年1年間のデータでございますが、柔道整復の関係は年間の件数で9652件、これは一般の被保険者分でございますが、前年度が10638件でしたので、986件減少している状況でございます。あんま、マッサージにつきましては、昨年1年間で35件。前年度が48件ございましたので、13件減少している状況でございます。はり灸ですけれども、前年度より若干増えまして、449件でございます。平成29年度が433件ございましたので、16件増えている状況でございます。ちなみに一般の療養給付費でございますが、被保数が減っておりますので全体的に24万5552件、平成29年度と比べまして大体5000件ほど件数は減っているような状況でございます。一般会計の繰入金につきましては、法定内の繰入のみで、法定外の繰入は一切おこなっておりません。減免基準ですが、今まで各市でおこなっていた事務や事業につきましては、県域化がスタートしておりまして奈良県国保事務支援センターというところで、少しずつ各市町村でおこなっていた事務事業を県域でおこなっていくように移行している最中でございます。収納部会、保健事業の部会、事務の部会と各部会に分かれております。事務の部会で減免基準につきまして統一化を図っていこうと、話を進めているところでございます。令和6年度には保険料の水準も統一化されますので、できるだけ早くにということで、調整を進めているところでございます。以上です。

(会長)

他にはご意見ご質問ございませんか。ないようですので、「平成30年度国民健康保険事業の状況報告について」を承認してよろしいですか。「異議なし」とのことでございますので、「平成30年度国民健康保険事業の状況報告について」を承認いたします。それでは、次に「国民健康保険税条例の一部改正(案)について」を市長より諮問を受けましたので、議題といたします。事務局より説明願います。

(事務局)

はい、会長。それでは、国民健康保険税 賦課限度額の引き上げ(案)についてご説明を申し上げます。資料の7ページをご覧ください。条例、規則、要綱等の制定改廃調書であります。1つめ、名称といたしまして、大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。2つめ、制定の理由といたしまして、平成31年度の地方税法施行令の一部改正に伴いまして、国民健康保険税の被保険者間の負担の公平性の確保及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図るため、基礎課税額の限度額を引き上げるものであります。4つめ、制定の概要といたしまして、国民健康保険税の基礎課税額の限度額を「58万円」から「61万円」に引き上げを行います。6つめ、施行期日は令和2年4月1日からでございます。続きまして、資料の8ページをご覧ください。大和高田市の賦課限度額の推移

を表にしております。国民健康保険税には医療分としての基礎課税分、後期高齢者の方々を支えるための後期高齢者支援金分、40歳から64歳までの被保険者の方にお支払いいただく介護保険分がございます。今回の改正は、基礎課税分に係る賦課限度額が現行の58万円から3万円増の61万円に引き上げるものであります。後期高齢者支援金分19万円・介護保険分16万円につきましては、現行のまま据え置きとなり、合計いたしまして93万円から96万円となります。真ん中の表にある、この改正を行った場合の影響といたしまして、限度額を超過する世帯数が改正前の138世帯から改正後は122世帯へ16世帯減少となり、改正後の課税総額といたしましては、9億7562万8300円から9億7947万9200円へ385万900円の増額となります。下の表であります。この改正を行った場合の対象となる方は、1年間の世帯所得で約621万円以上のある方、収入ですと約861万円以上ある方が影響を受けられることとなります。今回の国による改正に基づきまして、本市といたしましても、国民健康保険税条例の一部改正案を令和元年12月議会に上程するものでございます。会長、以上です。

(会長)

何かご質問はありますでしょうか。

(委員)

他の市町村はどうですか。健康保険の運営は県が介入することになって1年目ですね。決算書を見ると黒字になっているのに、これを上程しなければならない理由はどこにあるのでしょうか。

(事務局)

はい、会長。他市の状況でございますが、法改正がございましたのが、平成31年度でございますので、本市は1年遅れて引き上げるようになっております。本市は保険税ですが、保険料を採用されているところも他市ではございます。国民健康保険税と、国民健康保険料の違いは根拠となる法律が異なっています。このような(案)が国の方で決まりますのは、毎年12月の税制大綱で決まるものでございます。保険料を採用されている市町村につきましては、法律で定められるのが早いので、翌年度の4月で保険料の賦課限度額を引き上げられているところもございます。本市のように保険税を採用している市町村は、地方税法を根拠としております。地方税法の改正が3月末になりますので、翌4月には間に合わないため、1年間ずらして限度額を引き上げるようになります。本市の状況で賦課限度額引き上げの改正が必要なのかというご質問ですが、法律の改正に基づいて本市の賦課限度額の条例改正をおこなっているのですが、今年度から賦課限度額は引き上げており、2年連続の引き上げになるのですが、どうしてそのような状況になっているのかというと被用者保険の制度で、限度額を超えられている世帯が、大体1.5%ということです。国民健康保険においても限度額を超えられている世帯の比率を国としては合わせていこうという方向になっており、年々国民健康保険の賦課限度額を上げて被用者保険とのバランスを合わせていこうというのが、国の考えでございます。税率を引き上げると、低所得の方や中間所得の方も含めて皆税額が上がるようになります。特に今回は医療費の基

礎課税分なので高齢化が進み、医療費は増大するという一方で、全員の保険税を上げるのではなく、高所得者における賦課限度額の上限を引き上げ、被用者保険とのバランスを取っていくのが一番の狙いとして進められていることと思います。県単位化になり、国民健康保険法に基づいて、県が奈良県国保運営方針を設けています。その規定の中に政令に定める賦課限度額と同額とするよう定められておりますので、本市といたしましても、同様に引き上げるということで上程させていただく予定でございます。

(会長)

よろしいでしょうか。国民健康保険税条例の一部改正(案)について承認してよろしいですか。異議がないようですので、国民健康保険税条例の一部改正(案)について承認いたします。以上で、本日市長から託された議案の審議はすべて終了いたしました。それでは、レジュメに従いまして、その他に移ります。他に事務局から何か連絡事項はありますか。

(事務局)

はい、会長。保険医療課では、生活習慣病の予防・疾病の早期発見を目的といたしまして、平成20年度より医師会 中谷会長をはじめ、医療機関の皆様方のご協力のもと、特定健康診査事業を実施させていただいております。毎年5月下旬に国民健康保険加入の40歳から74歳の方々を対象者に受診券を送付させていただき、翌年の1月末までの間に受診をしていただきます。受診方法といたしましては、各医療機関で受診いただく個別健診と、保健センターや市内4ヶ所での公民館で受診いただく集団健診がございます。土曜日に受けていただく休日健診や、特定健診と胃がん・肺がん・大腸がんなどのがん検診を一緒に受けていただけるセット検診もございます。お手元の資料9ページをご覧ください。大和高田市 国民健康保険 特定健診受診率の推移でございます。水色の棒グラフは受診者数を、折れ線グラフは受診率を表しております。国保加入者数が毎年1,000人近く減少しているなか、特定健診の受診者数は年々増加し、8年連続での上昇となっております。昨年度、平成30年度の受診率につきましては、前年度より2%上昇いたしまして、26.1%でございました。しかしながら、右側の県内12市での受診率の表のとおり、本市はまだまだ下位となっております。1人でも多くの方々に受診いただけるよう、平成29年度から「特定健診受診キャンペーン」と題し、受診された方の中から抽選で50人の方に1万円の商品券が当たるキャンペーンを実施しております。抽選につきましては、受診データが出揃った6月27日に原会長より、対象者の中から50人を厳正に選定いただき、商品券を発送させていただきました。この模様につきましては、お手元の広報誌やまとたかだ8月号の4ページに写真付きで掲載しております、3ページには特定健診のご案内も掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。さらに、今年度の令和元年度におきましては、このキャンペーンに加えまして、自己負担額を今までの1,000円から無料にさせていただきました。約1万円の健診が無料で受けていただくことができます。委員の皆様方におかれましては、ご家族様やお知り合いの国保加入者の方がおられましたら、是非、この機会に特定健診の受診を促していただければと思います。また、国保以外の後期高齢者医療の方や社会保険加入者の方も、

早期に健診をお受けいただく事は、非常に大切なことですので、受診の方をよろしく願いたします。お手元のメジャーとウエットティッシュは、受診啓発グッズとして色々な行事のなかで、パンフレットと一緒にお配りをさせていただいているものがございます。是非、お持ち帰りいただき、お使いいただければと思います。事務局からは以上です。

(会長)

今の報告に関しまして、何かご意見、ご質問などはございませんでしょうか。なければ、私から一点だけ。健診料を今年度から無料化や、抽選で 50 名に 10000 円の商品券をプレゼントされるなど、どうしてそこまで健診に力を入れておられるのですか。

(事務局)

はい、会長。理由と致しまして、一つは黒字の活用です。国民健康保険におきましては、決算のところでご報告させていただきましたように、基金への積み立てが約 6 億ございます。基金をいかに活用するかということで、一つは保険税において活用する方法もありますが、奈良県と平成 30 年より 3 年間据え置きということで保険税方針を結んでおります。もう一つの方法と致しまして、保健事業に活用していきたいということでございます。本市の特徴といたしまして、昨年に比べ被保険者数が減っているにも関わらず、医療費は伸びております。分析しますと、高齢化が進んでいることでもありますし、若年層で医療機関を受診される方は少なく、病気が重篤化してから医療機関を受診される方が非常に多くございます。昨年の医療費の伸びの要因と致しますのは、入院の件数が非常に伸びておりました。疾病を早期に発見し、治療に繋がっていただきたいという思いから、特定健診を一人でも多くの方に受診していただこうと取り組んでおります。以上です。

(会長)

わかりました。

(委員)

受診者の中から抽選で 1 万円が当たるというキャンペーンの実施や、健診の自己負担が無料になっていますが、そのような取り組みをされている市町村は他にありますか。

(事務局)

はい、会長。近隣であれば御所市が、一旦は 1000 円の自己負担は必要ですが、一定の条件を満たせば、キャッシュバックされるキャンペーンを実施されています。橿原市も商工会議所とコラボして商品券が当たるキャンペーンを実施されています。天理市は受診した回数に応じた金額設定のクオカードをプレゼントされています。今年度奈良市が本市と同様に、健診の自己負担を無料にされていますので、県内の市町村で独自の取り組みをおこなっておられます。

(委員)

本市の健診の自己負担の無料化は、力を入れた取り組みであると思いますので、結果として令和元年度の健診受診率が上がっていればよいと思います。

(会長)

ほかに、ご質問・ご意見はございませんか。

(事務局)

はい、会長。前回の協議会で、副会長から保険税の2割、5割、7割の法定軽減を受けられている世帯の収納率について、軽減の割合によって収納率に違いがありますかという質問を受けていました。調査した結果、軽減の割合による収納率の大きな違いはございませんでした。年代で言えば40代~50代の方で、子育て世代の方の滞納率が高いという結果がでています。法定軽減の割合によっての収納率の差はございませんでしたのでご報告させていただきます。以上です。

(会長)

保険税の滞納者対策として、資格証明書の発行がありますね。本市では発行の実績はありますか。

(事務局)

はい、会長。資格証明書の発行はおこなっております。

(会長)

そのような制度を活用していただき、悪質な滞納者には対応していただきたいと思います。他にご質問等ないようですので、本日の協議会はこれをもって、閉会いたします。委員の皆様には慎重にご審議賜り厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

(閉会)